

電力広域的運営推進機関
情報セキュリティ監査（マネジメント監査）
業務委託
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2020年9月

1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の各情報システムにおいて適切な情報セキュリティの管理又は対策が実施されているかについて、第三者の立場から確認及び必要な助言を行い、本機関における情報セキュリティを維持向上させることを目的とする。

2. 業務委託内容

本業務における情報セキュリティ監査は、本機関の重要情報システムに係るセキュリティ対策のための体制・制度・手続等が適切に機能しているかの検証による助言型のマネジメント監査を行うこととする。

(1) 前提

受託者は、下記に示す情報セキュリティ監査業務を、公正かつ客観的な立場で実施すること。監査業務の実施にあたっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）（平成 30 年 7 月 25 日策定）」（以下「政府統一基準」という。）、及び本機関が定める情報セキュリティ関連規程（以下「情報セキュリティ関連規程」という。）の内容に基づいた監査を実施すること。

監査実施の結果、不適合の箇所等があった場合、具体的かつ適切な助言をするとともに、不適合となる明確な事由等がある場合は提示すること。

(2) 監査対象

下記の本機関の重要システムにおいて、実際に情報セキュリティ関連規程に準拠して運用されているかの確認を行う。具体的には、関連文書の閲覧、被監査部門からのヒアリング調査を行うほか、必要に応じ、情報セキュリティの技術的対策の実施状況についてシステムの目視、事務所内及びデータセンター（東京 1 カ所）の観察等を行う。なお、新規 1 システムを除き、ヒアリング項目（原案）は、本機関から前年度実績を提示することとする。

① 対象となる情報セキュリティ関連規程と情報システム（案）

組織全体に係る規程（各システム共通）

- 情報管理規程
- 情報システム管理規程
- 情報セキュリティ対策規程

各システム運用細則（10 重要システム）

- 広域機関システム
- スイッチング支援システム
- OA システム
- セキュリティログ監視システム
- 容量市場システム
- 上記の他、電話システムなど設備・機器等に係る小規模な 5 システム

※上記の規程等の概要は説明会において公開

② 対象となる被監査部門

上記①の10システムごとに主管のシステム管理者を設置しているため、システムごとに各々1～2時間程度のヒアリング調査を実施する。

- 重複があるため重要システムの主管は5担当
- インタビュー時間：広域機関システム等の5システムは1時間半～2時間、電話システムなど設備・機器等に係る小規模な5システムは1時間程度の想定
- ヒアリングシート（監査調書）は、対象システムごとの10種類とする

3. 期 間

業務の実施期間は、契約締結後、2021年2月26日（金）（予定）までの成果物の納品・検収の見込みであるが、契約期間として2021年3月末日を予定（詳細は契約締結時に決定することとする。）

4. 本業務の進め方

(1) 実施スケジュール

契約締結から納品期日までの期間で、受託者により最適なスケジュール案を企画提案書に記載すること。

(2) 実施計画

契約締結後、成果物の納品・検収（2021年2月末予定）までに、想定する実施事項は以下のとおりであるが、具体的な事項については、企画提案書に記載すること。

- ① 予備調査
- ② 監査実施計画書の作成
- ③ 被監査部門への監査通知
- ④ 監査実施
- ⑤ 監査調書（ヒアリングシート）作成
- ⑥ 監査報告書作成
- ⑦ 監査報告会の実施
- ⑧ 成果物納品及び検収

(3) 監査報告会

本機関担当者と監査報告書（案）につき討議を行い、完成した監査報告書及び監査報告書概要版をもって情報システム関係者向け報告会の1回を開催する。なお、監査報告書は、全ての監査結果をまとめた1ファイルとする。

5. 納入物（予定）

下記の予定する納入物は、編集可能なファイル形式（ワード、エクセル等）で作成し、電子媒体（DVD-R）及び印刷物1部により提出する。

- 監査実施計画書
- 被監査部門への監査通知書
- 監査調書（ヒアリングシート）
- 監査報告書及び監査報告書概要版（指摘事項一覧を含む）
- その他本業務において作成した資料のうち必要と認めたもの

6. 秘密情報の保護

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、本機関の情報セキュリティ関連規程を遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

- (1) 本委託業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について、本機関担当者に書面で提出すること。
- (2) 本機関から秘密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 本機関の情報セキュリティ関連規程の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて本機関の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 再委託は原則として禁止とするが、もしも再委託することとなる場合は、再委託先にも上記と同様の制限を課して契約すること。

7. その他

- (1) 本業務の本機関担当者との討議、被監査部門のインタビュー及びオンサイト視察は、本機関の新豊洲事務所で実施し、その他作業に必要な作業場所や作業端末等は受託者にて確保するものとする。
- (2) 本仕様書に記載の事項は、本入札のために限り使用することとし、目的外使用や第三者への漏えいをしないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項について必要のある時は、委託者と受託者が都度協議し、決定するものとする。

以 上